

スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱 新旧対照表
(令和5年度用)

改正後	改正前
<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱</p> <p>(制定) 令和2年7月14日付2環地次第208号 (改正) 令和4年3月8日付3環地次第708号 <u>(改正) 令和5月2月20日付4産労産事第247号</u></p> <p>第3 用語 略 1～3 略 4 <u>再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、 大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等</u></p> <p>5～9 略 10 再エネ開発 コージェネレーションシステムを設置する建築物又はコージェネレーションシステムから熱若しくは電力の供給を受ける建築物（以下「供給対象建築物」という。）で消費する<u>熱若しくは</u>電力のために、新たに再生可能エネルギー機器の設置（再生可能エネルギー機器を、コージェネレー</p>	<p>スマートエネルギーネットワーク構築事業実施交付要綱</p> <p>(制定) 令和2年7月14日付2環地次第208号 (改正) 令和4年3月8日付3環地次第708号</p> <p>第3 用語 略 1～3 略 4 再生可能エネルギー 太陽光、風力、バイオマス（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成12年東京都条例第215号）第3条第2項に規定するものをいう。）、水力及び地熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に係る事業計画策定ガイドライン（2017年経済産業省策定）に従ったものに限る。）</p> <p>5～9 略 10 再エネ開発 コージェネレーションシステムを設置する建築物又はコージェネレーションシステムから熱若しくは電力の供給を受ける建築物（以下「供給対象建築物」という。）で消費する電力のために、新たに再生可能エネルギー機器を設置（再生可能エネルギー機器を、コージェネレーシ</p>

ションシステムを設置する建築物若しくは供給対象建築物の敷地内に設置すること又は敷地外に設置し、自己託送等の方法により、当該事業所で消費することをいう。)を行う開発。

第5 本事業の実施体制

略

1～2 略

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、都の造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

(1) 2の基金の原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。

(2) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、並びに助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

附則（令和2年7月14日付2環地次第208号）

1 この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月14日から適用する。

附則（令和2年7月14日付3環地次第708号）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

ステムを設置する建築物若しくは供給対象建築物の敷地内に設置すること又は敷地外に設置し、自己託送等の方法により、当該事業所で消費することをいう。)を行う開発。

第5 本事業の実施体制

略

1～2 略

3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

(1) 2の基金の原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。

(2) 第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、並びに助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

附則（令和2年7月14日付環地次第208号）

1 この要綱は、令和2年7月14日から施行し、令和2年7月14日から適用する。

附則（令和2年7月14日付環地次第708号）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和5年2月20日付4産労産事第247号）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日
から適用する。